

第 3 章

経済改革と中国刑法

はじめに

経済刑法概念をめぐってはさまざまな議論が展開されている。かつて美濃部達吉教授は経済刑法について、「国民経済の健全性を保持するために、国家が人民の経済上の生活行動につき、あることを為し、または為さざることを命じ、その違反に対して刑事制裁を定める国法」⁽¹⁾のことであると定義されたが、そこで具体的に表象されていたのは、国家総動員法とか価格統制令などの「支那事変」以降の一連の統制経済法であった。しかし、現在では経済刑法の概念はこうした戦時統制経済下のそれに限定されず、最広義では経済的利益保護の内容を有するかぎり経済刑法の対象とする見解すらある。しかし、もう少し限定して、経済的利益保護の中から個人法益の領域を除外した「経済生活の社会的・超個人的法益」の領域の保護、ないし「国民の経済生活全体の安定・向上と個々人の消費財確保・経済活動促進」という法益の保護を目的とする刑法をもって経済刑法とみなす理解が有力のようである⁽²⁾。本章では欧米・日本における経済刑法概念に深入りするつもりはないが、いずれの立場をとるにせよ、これらの諸国における経済刑法あるいは経済犯罪概念は、私的自治、契約自由の原則に基づく自由主義的市場経済をまず前提とし、それを国家の側が一定程度修正する原理として登場してきた点では共

通する。その修正の仕方は各国によって多様であり、ナチスドイツや戦時日本のように全体主義的統制経済の方法を大幅に採用したところもあれば、市場経済の健全な発展のために国家が経済秩序に介入するという型（例えば独占禁止法の類）もある。また、現代の消費者保護行政の一環として国家が経済取引に介入する型もある。

これに対して、中国における最近の経済犯罪をめぐる議論の現われかたをみると、欧米諸国とのそれとはちょうど逆である。後述のように、従来の指令型的計画経済を歴史的前提とし、1980年代に入って一連の経済改革が追求され、「計画的商品経済」の名のもとに、一定の市場経済原理の導入がはかられるなかで経済犯罪、経済刑法をめぐる議論が自覚的になされてくる。ここで自覚的ということの意味は、従来の統制経済のもとであれば違法、有罪な行為とみなされた行為のなかで、市場経済原理の導入に伴ってもはや罪に問えないという状況があり、また、市場経済・企業自主権の拡大に伴って従来の刑法が予定していなかった新たな犯罪類型化の試みがなされざるを得ないという状況があるなかで、これらの状況に理論的、実践的に対応せざるを得ないということである。

本章は、こうした経済改革の刑法領域に対するインパクトの問題を「投機倒把」（投機不正取引）罪と「貪汚」（横領）罪に限定して概観しておこうとするものである。ただ、その前に中国における経済犯罪概念をめぐる最近の議論を押さえておくことも意味のないことではないと思われる所以、まず次節において経済犯罪概念をめぐる議論の一端を紹介しておきたい。

I 中国における経済犯罪をめぐる議論

中国における経済犯罪をめぐる議論は、“官倒”に代表されるような、経済改革に乗じた一連の経済的不正行為の取締りをきっかけとして登場してきた。この問題への対応の端緒をなしたのは、1982年の全人代常務委員会の

「重大経済事犯を厳しく処罰することについての決定」である。そこでは、「現在、密輸、外貨不正取引、投機不正取引による暴利の取得、公共財物・貴重文物の窃盗、賄賂強要などの経済犯罪が猖獗をきわめ」という状況に直面して、(イ)第118条の密輸・外貨不正取引・投機不正取引の各犯罪、第152条の窃盗罪、第171条の毒物販売罪、第173条の貴重文物の不正輸出罪の各量刑の引上げ、(ロ)賄賂罪については横領罪に類推する（ことによる最高刑死刑までの量刑の重罰化）、(ハ)上記犯罪者を匿い、犯罪事実を隠匿した国家工作要員に対して一律に司法要員不正裁判罪を適用する、といったことが定められた。はたしてここに取り上げられた犯罪類型だけが経済犯罪なのか、また、このすべてが経済犯罪に該当するのかといった問題について理論的に十分な検討が加えられたのか疑問であるが、ともかくもこの決定における経済犯罪概念がその後のこの概念をめぐる議論を大きく規定したことは事実である。この「決定」後の経済犯罪関係の立法状況を例示的に示せば以下のとおりである。

- ①1982年4月／経済領域中の重大犯罪活動に打撃を加えることに関する中共中央・国務院の決定
- ②1982年8月／密輸罪処罰に関する全人代常務委員会法制委員会機関党组の補充規定草案（試行）
- ③1982年8月／横領罪・賄賂罪処罰に関する全人代常務委員会法制委員会機関党组の補充規定草案（試行）
- ④1982年12月／重大経済事犯を厳しく処罰することに関する中共中央の意見
- ⑤1985年7月／当面の経済案件処理の中での法律の具体的適用についての若干の問題に関する最高人民法院・最高人民检察院（以下、両高とす）の解答（試行）
- ⑥1987年3月／公金を個人の使用に流用し、あるいは流用して不法活動を行う者は横領罪をもって処断することに関する問題についての両高の修正補充意見

- ⑦1988年1月／密輸罪処罰に関する全人代常務委員会の補充規定
 ⑧1988年1月／横領罪・賄賂罪処罰に関する全人代常務委員会の補充規定
 (なお、『人民日報（海外版）』1991年12月7日第1面において、『反横領賄賂法』が最高検察院の「反横領賄賂法研究起草工作指導小組」によって起草され、その制定がめざされていることが報道されている。)
 ⑨1989年3月／企業・事業単位、機関、団体による投機不正取引案件の処理に関する両高の規定

以上の諸立法はあくまでも例示にすぎないが、これらの立法においては密輸物販売、横領、投機不正取引、国家・集団財産窃盗（以上①）、密輸、横領、賄賂、公金流用、不法所得（以上②③⑦⑧）、密輸、横領、収賄、公私財物窃盗、公私財物詐欺、郵便物・運輸物資等の国家工作要員による窃盗、同要員による「車皮」（貨車）の不正売却、貴重文物・珍禽・珍獸・金銀・薬材の不正輸出、アヘン製造・販売・運搬、法律執行要員に対する報復・凶行（以上④）、横領、収賄、投機不正取引、詐欺（以上⑤）といった犯罪が経済犯罪として列挙されている。

ところで、この経済犯罪立法——そして経済犯罪立法に限られないが——に関しては少なくとも以下の2点を指摘しておく必要がある。その第1は、最高の立法機関である全人代の立法機能がきわめて脆弱であるということである。現実に立法機能を担っているのは、裏の機関としては党、表の機関としては法院であり、それら機関による「決定」「意見」「規定」といった諸規範文書が立法的役割を代替している。例えば上記⑤の両高による「解答」では、横領罪に関して、(イ)横領罪と内部の職工（ホワイトカラーとブルーカラー）による窃盗罪の区別、(ロ)内外結託による横領行為の共同犯罪の場合の外部者の犯罪の認定、(ハ)横領額の基準、(二)個人使用のための公金流用の犯罪の認定、(ホ)集団所有制下の請負者による財物窃盗行為と横領罪の関係について司法解釈が施されており、このうち(イ)(ロ)(ハ)については既存の横領罪の条文の解釈と適用に関するものであるが、(二)の公金流用は既存の刑法典に規定のない行為であり、また(ホ)の請負者による集団所有制下の財物窃盗行為も所有と経営の

分離を想定していなかった既存の横領罪では対応できない新たな犯罪類型であり、これらは事実上の立法を意味している。また⑦の全人代常務委員会の手になる補充規定では、刑法典の予定しない企業・事業単位、機関、団体自身に対する処罰規定が設けられているが、この規定（補充規定第5条）も実は1982年の②においてすでに党組の手になる草案の試行というかたちで実施に移されていたのであり、事実上の立法ということができる。

さらに第2の問題点として、立法の著しい非公開性という問題がある。上記諸立法のうち実際に①②③④⑥はいわゆる内部文書によってしか知り得ないものである。例えば④の1983年12月の中共中央の意見は、実際に内部で試行されていた②③の草案をさらに修正する内容のものである（例えば横領額が10万元にのぼる事件につき、③では「情状が特に重大と判断された」場合に限って死刑が適用可能であるのに対して、④では自動的に死刑が適用される。なお、この点に関しては、その後、⑧においてあらためて③の規定にもどっている）が、この規定はあくまでも「内部掌握に供する」ものであって、本規定を実際に試行する場合でも判決文のような「正式の法律文書中には、中華人民共和国刑法および1982年3月の重大経済事犯を厳しく処罰することについての全人代常務委員会の決定の関連条文を採用しなければならず、本意見を引用してはならない」とされている⁽³⁾。

さて、端緒的には経済事犯取締り強化を目的として経済犯罪論議が始まったとはいえ、上記の一連の立法で列挙された犯罪のすべてが経済犯罪にあたるのか問題である。例えば国家工作要員による経済事犯の隠匿行為とか、法律執行要員に対する報復行為がはたして経済事犯といえるかきわめて疑問である。また、純然たる個人の財産の窃盗行為が経済犯罪行為に入るかどうかについても、この概念の定義如何によって見解が分かれるであろう。

経済犯罪概念の定義をめぐってはさまざまな見解があるが、例えば陳興良編『経済犯罪学』⁽⁴⁾によれば、中国では大、中、小の各経済犯罪概念があるという。即ち、大経済犯罪概念によれば、「イ)国家の工業、農業、財政、税収、価格、税関、工商、森林、水産、鉱山などの経済管理法規に違反し、あるいは

は(回)公共の財物および市民の合法的財産を窃盜,『侵呑』(横領),騙取,『哄搶』(だまして奪い取る),不法占有するか,(ii)社会主義経済秩序と経済建設を破壊し,国家と人民の利益に重大な損害を与える行為」が,中経済犯罪概念によれば「(二)国家の経済管理法規に違反し,国家の経済管理活動を破壊する行為」あるいは「(iii)社会主義的所有関係を侵害し,公私の財物を攫取する行為」,および「(iv)職権を利用して暴利を貪る行為」が,小経済犯罪概念によれば「(ト)社会的経済活動および経済管理の中においてのみ発生する」行為が,経済犯罪を構成するという。因みに本書の筆者は以上の3説に整理したうえで,「経済犯罪とは,商品経済の運行領域において不法な利益を取得することを目的として,国家の経済法規に違反して,社会経済秩序の重大な破壊」⁽⁵⁾をもたらす行為のことであると述べ,小経済犯罪概念説に親近感を示している。

この三者の違いを具体的な犯罪類型にあてはめてみてみると,大・中犯罪概念では刑法典の第3章の社会主義経済秩序破壊罪(密輸,投機不正取引,配給切符偽造,脱税・納税拒否,国家通貨妨害,有価証券偽造,乗車券・乗船券・貨物引換え証等偽造,生産破壊,国家災害救助・緊急対策・洪水防止・優待慰問・救済物資流用,商標盗用,森林破壊,水産資源破壊,野性動物資源破壊の各犯罪)はすべて経済犯罪に該当する。また大経済犯罪概念の(回)と中経済犯罪概念の(iii)も実際には重なり合う。明らかに中経済犯罪概念を採用していると思われる謝宝貴・張穹(『経済犯罪的定罪与量刑』)によれば,「社会主義の公共財産と市民個人の合法的財産を侵害する犯罪はすべて経済犯罪」であり,「刑法第5章の規定する9種類の罪名(強奪,窃盜,詐欺,奪取,常習窃盜,贓物隠匿,恐喝,横領,財物故意損壊等の各犯罪——筆者補)はすべて経済犯罪である」⁽⁶⁾とする。両者の差異は結局(iv)と(iv)の差ということになる。即ち(ii)の「社会主義経済秩序と経済建設を破壊し,国家と人民の利益に重大な損害を与える」という定義,特に後段のような抽象的定義のもとでは,貪利性を帯びた犯罪はすべて経済犯罪ということになり,例えば賭博,迷信利用の財物詐取,婦女勧誘・収容売春,郵便物違法開披隠匿などの犯罪もこの範疇に組み入れられ

るし、また国家と人民の利益に重大な損害を与える行為ということで、故意犯のみならず営利を目的としない過失犯であっても経済犯罪とされる（例えば職務懈怠罪、重事故責任罪等）。これに対して中経済犯罪概念の立場では、犯罪の主觀面において貪利性を帯びること、客觀面では国家・集団・個人財産を侵害すること、そして特に犯罪の客体面において社会主义経済関係を侵害することに限定されている。内の具体的な犯罪としては偽薬製造・販売罪、毒物・アヘン販売罪、貴重文物密輸出罪、賄賂罪等が想定されている。ただ、同じ中経済犯罪概念の立場に立つと思われる論者の間でも個別的な犯罪類型のとらえ方に差異がある。特にそれが問題になるのは刑法各則第5章の財産犯の位置づけであり、例えば顧肖栄氏は財産犯中の横領、詐欺、公共財物窃盜の各犯罪に限定している⁽⁷⁾。

これに対して小経済犯罪概念は、「商品経済の運行」という領域における故意犯罪に限定されている点で大・中説に比べると明らかに狭い概念である。この概念によれば、関税・外貨管理、市場管理、証券・配給切符管理、金融・保険管理、税収管理、商標・特許管理、経済秘密保守、自然資源・環境保護制度、財経管理、国家経済管理機能の各侵害行為のみが経済犯罪を構成するとされる⁽⁸⁾。したがって、まず職務懈怠罪や重事故責任罪等の過失犯が除外されるほかに、商品経済の運行と直接関係しない財産犯（強奪、奪取、窃盜、恐喝の各罪）や、その運行と直接関係ないかぎりでの財産犯（例えば詐欺罪でも契約詐欺、保険詐欺のような市場管理制度侵害に関係しない犯罪）および社会主义経済秩序侵害罪（例えば集団生産破壊罪）の類いも除外される。

こうした経済犯罪概念のいずれが支配的なのか、筆者には定かでないが、ここで考えなければならないのは、1980年代末葉になってこの概念をめぐる議論が盛んになった背景が何であるのかということである。それはおそらく現在中国で進められている刑法典の改正作業と密接な関係があると思われる。刑法典とまったく別個に経済刑法典を設けるのか、それとも刑法典の編別構成を改めるのか、はたまた既存の刑法典の個別的条文の修正に止めるのか未だ明らかではないが、いずれのスタイルをとるにせよ、この作業の中で経済

犯罪概念の見直しが迫られていることは疑いない。1979年制定にかかる現行刑法典は50年の「刑法大綱」(草案)を手始めとして、特に63年の「刑法草案」(草案第33稿)をもとにしており、そこではいわゆる指令型経済とか、「產品經濟」(物動經濟)といわれる経済制度が前提されていた。したがって、それが80年代の所有制度や流通制度の面での一連の経済改革にもはや対応できなくなってきたことは明らかである。近年の経済犯罪をめぐる議論というのは、「計画的商品經濟」という標語に端的に示されているように、一方で計画経済、統制経済の要素を保持しつつ、他方、市場経済を導入し、企業等の自主権の拡大をはかるという矛盾にみちた歩みのなかで、各種経済行為の合法・違法の見直しを迫られていることに起因する。中国刑法は類推の容認とか非公開の「法」(それは法の形容矛盾であるが)の存在といった、法的確実性に欠ける面を本来的に内在させているが、この一般的性格に加えて「計画的商品經濟」の行方が定かではないという特殊な要因が刑法の不安定性、揺らぎを増幅させていると思われる。経済改革に伴って既存の経済犯罪類型にいかなる揺らぎが認められるのか。このことを特定の犯罪類型、具体的には社会主义的経済秩序破壊罪中の主要な領域をなす投機不正取引罪と、財産犯中の横領罪に即してみてみたい。

II 経済改革と投機不正取引罪

陳興良氏はその論文「対経済犯罪疑案的反思」において、経済犯罪案件に対する司法工作要員の対応が不十分であり、かつ混乱していることを述べた中で、「全国的影響をもつ経済犯罪の『疑案』の多くは計画経済の価値観と商品経済の価値観との衝突の産物」⁽⁹⁾にほかならぬと指摘し、その一例としていわゆる戴振祥事件を取り上げている。この事件は、北京市政華北設計院工程師で、天津市の図算学研究会副秘書長の戴なる人物が、天津市綿紡績第二工場の職員・労働者の住宅の劣悪なのを見て、東方応用技術開発公司を

設立し、民間から集めた資金をもって当工場と共同でその土地に住宅を建て直し、余分の住宅は「商品房」として第三者に売り出したところ、天津市検察院によって投機不正取引罪に問われ、一審を担当した天津市中級人民法院は右東方公司の設立の仕方および当公司による「商品房」の経営が工商管理法規に違反するとして、戴に対して投機不正取引罪の成立を認め、懲役4年の判決を下したというものである⁽¹⁰⁾。

ところで、この事件の主たる論点をなした「商品房」、即ち商品用の住宅の販売経営という現象は、改革開放政策に伴って生まれてきたものであり、「商品房の経営は可能なのかどうか、いかなる資格をもった主体であれば経営権を有するのか、いかなる種類の方式をとった経営であるべきなのかといった一連の問題について国家は法でもって明確に規定することが求められている」⁽¹¹⁾にもかかわらず、未だ定式化されていない。また判断基準となる政策も提示されていない。こうしたとき、規定なり政策がないことをもって禁止の対象とされていると考えるべきか、それとも禁止されていないかぎり容認されていると考えるべきなのか、それは「計画的商品経済」の「計画」経済の面を重視するか、それとも「商品」経済の面を重視するかによって異なる。そして本節で取り上げる投機不正取引罪は、財の流通過程での計画経済と商品経済の二つの価値が直接衝突する領域をなす。

現行刑法典は第117条において、「金融、外貨、金銀、工商管理法規に違反し、投機不正取引を行い、その情状が重大なものは、3年以下の懲役……に処す。」と規定し、また第118条において、その常習犯、巨額犯、集團犯罪の主要分子に対する重罰規定（懲役3年以上10年以下）を、第119条において身分犯、即ち国家工作要員に関する加重規定（重きに従いて処断する）を設けている。さらに、この投機不正取引罪は1982年の重大經濟事犯を厳しく処罰することについての全人代常務委員会の決定によって、その「情状が特に重大な者」には、第118条を修正して10年以上の有期懲役、無期懲役、死刑の各刑罰がつけ加えられた。

この投機不正取引罪が成立するためには、当該行為が故意犯によるもので

あり、本罪が保護法益とする金融、外貨、物資、工商などに対する国家の管理活動と管理秩序を侵害すること、より単純化していえば市場管理秩序を攢乱することを必要とする⁽¹²⁾。そして、いかなる行為が国家の市場管理秩序に違反する行為であるかは各種行政・経済法規に委ねられており、典型的な空白処罰規定に属する。問題はその投機不正取引とされる行為の内容であるが、いかなる行為がその行為に該当するかは各時期の経済政策によって大きく左右されてきた。以下の法規類はこの投機不正取引概念を盛り込んだものである（ただし例示にとどまる）。

- ①1950年／投機不正商業活動取締りに関する中央人民政府貿易部の指示
- ②1957年／当面の都市市場管理工作の若干の問題に関する中央工商管理局の報告
- ③1963年／投機不正取引に打撃を加え、長距離販売を取り締まることについての政策的区別に関する国務院の規定⁽¹³⁾
- ④1970年／横領・投機不正取引反対に関する中共中央の指示⁽¹⁴⁾
- ⑤1981年／市場管理を強化し、投機不正取引と密輸活動に打撃を加えることに関する国務院の指示
- ⑥1985年／当面の経済案件の処理につき法律を適用するうえでの若干の問題に関する最高人民法院・最高人民検察院の解答
- ⑦1987年／国務院の投機不正取引暫定条例

紙幅の都合上、これら各法規の内容を詳細に紹介することは差し控えたいが、さしあたって以下の点を指摘しておきたい。

まず、新中国成立後はじめて投機不正取引概念が登場するのは①においてであるが、ここでは、当時圧倒的部分を占めた私営企業による市場攢乱行為、即ち必需物資の買占めとその投機売買、価格の吊上げ、詐欺的取引行為等の取締りを主たる内容とするものである。そして、こうした類いの市場攢乱行為は以後一貫して投機不正取引の内容を構成することになるが、自由な売買行為自体を否定する法規が登場するのは②においてである。即ち「社会主义的原始蓄積」を目的とする1953年の「統一買付け、統一販売」制度の実施を

受けて、②において国家が計画的に調達する物資（食糧、油料、綿花）および国営商店等で統一的に販売する物資（煙草、麻類、茶、羊毛等38種類）の、市場での自由売買が一切禁止された。

1953年の第一次計画経済以後の統制経済の進展ということで、その規制範囲をさらに見していくと、長距離販売、高利貸し、雇用労働等の禁止が文面に現われてくるのは③においてであり、また配給切符の偽造・転売や金・銀・外貨の売買の禁止が文面上登場するのも③においてである。④はそれまでの禁止行為の列挙主義とは異なり、許可証なき商業活動の禁止とか、市場での販売を禁止された物資の売買、「地下」の工場・商店・請負隊といった包括的な文言で規制が表現されている。

この統制経済に対する緩和がはかられるのは、「大躍進」による経済政策の失敗後の調整期のそれを別にすれば、⑤の指示においてである。ここでは、国家の購入計画を乱さない範囲での計画物資の市場での売買が認められ、この背景には農村での経済改革、特に請負責任制の普及があった。また、③で登場する長距離販売、高利貸し、労働者の雇用等の禁止、④に現われる「地下」の工場、商店、運輸隊といった表現が姿を消すのもこの⑤においてである。このことは工商管理部門の許可さえ受けければ私人であっても営業活動が認められるようになったことの反映であろう。

しかし、⑤の段階では、いまだ卸売り物品の個人による転売（「個人坐地転手批発」）、「ブラック・マーケット」での仲買い、投機売買、下請けに出すことによる利潤の獲得（「転包漁利」）といった行為は違法行為としてとらえられており、これらの行為への言及がなくなるのは⑥においてである。このことは、ブローカーの役割が経済活性化にとって必要な場合があること、情報通信の発展により先物取引行為が認められてきたこと、農業のみならず工業部門においても生産の請負が普及してきたことを反映するものであり、もはや統制型の一律禁止には経済が馴染まなくなりつつあることを示している。

以上の経過を経て、最近の時点で投機不正取引行為とされているのは⑦によれば以下の11項目である。

(1)国家が自由な売買を禁止もしくは制限する物資の売買, (2)品薄商品を買ひ漁り, 値段を吊り上げて転売する行為, (3)国家の配給切符・小切手・注文書(「批件」)・営業許可証の転売, (4)文物, 金銀, 外貨の売買, (5)経済契約書の売買および契約手段による欺罔的売買, (6)商標盗用商品・偽商品・劣質商品の製造・販売および不良品の混入・原料の手抜き, (7)不法出版物の印刷・販売・伝播, (8)投機不正取引活動のために商品仕入帳や銀行口座などの便宜を供与する行為, (9)虚偽の決算報告書を利用して不法経営を行う行為, (10)商品の仕入先および市場の独占と価格の吊上げ, 市場攪乱行為, (11)その他の社会主義経済秩序攪乱行為

これを以前の⑥と比較してみると, (2)(3)が改めて特記されていること, (7)(9)が初めて登場していること, (11)項を設けることによって(1)~(10)の列挙事項が例示規定にすぎないことが謳われていることが注目される。総じて引締め的色彩が濃くなっている印象を受ける。

ところで, 上記のような投機不正取引行為が自動的に刑法犯になるわけではない。これは中国刑法全体にいえることであるが, かりに構成要件に該当する違法・有責な行為であっても, 社会的危害性の程度が大でない行為は犯罪にあたらない(逆に, 処罰規定がなくとも, 社会的危害性が実質的に認められれば, 犯罪となる)。そこで, 一体いかなる投機不正取引行為が刑法犯として刑事罰の対象とされているのかを司法実践に即して見ておくことも意味のないことではないだろう。

まず, 最高人民法院に掲載されている案例から見てみると, 1985年以降89年までで本罪関係として7件が扱われている。その内容は, 車輛購入証明書を偽造して購入した自動車の転売による利鞘獲得行為⁽¹⁵⁾, 秦陵出土文物の盗掘物件の売買⁽¹⁶⁾, 国家主管部門の許可なき出版物の出版, 販売行為⁽¹⁷⁾, パンダの密猟とその皮の売買⁽¹⁸⁾, 生産許可証なく商標を偽造して人造の牛黃(牛の胆嚢の結石)を製造・販売し, 漢方薬材の市場を攪乱した行為⁽¹⁹⁾, 国家の計画分配物資であるニッケル鋼を個人的に不正転売した行為⁽²⁰⁾, 営利を目的として大量に猥褻ビデオテープを製造・販売した行為⁽²¹⁾からなり,

いずれも有罪判決が下されている。これらの案例を一読しての印象は、有罪・無罪の境界領域をめぐって精緻な解釈論が展開されているというよりは、各行為に刑法第117条、第118条および全人代常務委員会決定第1条の定める刑罰のいずれを科すべきかに審理の中心が置かれているように思われるということである。

しかし、各種事例集を見ると疑難案件として本罪関係の事例がしばしば紹介されている。なかでも最高人民法院刑事審判第一庭案例編写組の手による『析疑断獄』⁽²²⁾には最高法院のスタッフ間で意見の対立するハード・ケースが多数紹介されており、投機不正取引罪の司法部門の対応を知るうえで格好的な材料を提供するものといえる。以下に掲げる事例は本書の編者が本罪の成立を否定した事例である（（イ）（ロ）…は筆者が便宜上付したものである）。おそらく、本書の編者の意見というのは単なるワン・オブ・ゼムではなく、多数意見を構成したものと思われる。

（イ）1985年、甲乙らが営利を目的として、駄毛取引経営において、瑕疵ある物件を価格を上乗せして丙に転売した行為について（85年逮捕）。85年の国务院の「就地転売活動を断固取り締まることに関する通知」によれば、駄毛の売買は禁止項目に入っていない。当該物品は3類の商品に属し、協議価格で自由に売買できる。丙は当該物件の瑕疵あることを一般的には認識していた。したがって、投機不正取引罪は成立しない⁽²³⁾。

（ロ）1985年、甲乙（いずれも個体商業戸）が某公司と靴の販売請負契約を結び、某県に出向いて靴10万足余を購入するも、運送中の熱気と品質自体のばらつきがあるため売り捌くことができず、そこでこの滞貨の山をなした劣悪な靴をさくらの方法を用いて（「採取仮買真売安“媒子”騙售的弁法」）仲買い人たちを信用させ、価格を上乗せして買い取らせ、高額の利潤を獲得したという事件（86年逮捕）。甲乙は劣悪な商品を転売したことにより買主に損失をもたらしているが、靴の価格については統一価格は存在せず、彼らの「欺騙的手段」は、偽物を本物と偽ったわけではなく、また物価を吊り上げるという投機的性質を認めることはできない⁽²⁴⁾。

(イ)1980年、甲は自動車を購入し、工商部門の許可を得ることなく運輸業を営み、その後当該自動車を転売し、また工場より購入した電池を価格を上乗せして転売して利潤稼いだという事件(85年逮捕)。甲は自動車購入に関して政策中にそれを認める規定のないことを知り、価格を上乗せすることなく購入価格でもって転売したのであり、投機不正取引罪を構成しない。また甲は工商管理部門の許可なく電池を転売しているが、電池は国家統制の品薄商品ではなく、本罪を構成しない⁽²⁵⁾。

(二)1982年、甲は乙に月利1割の利息で金銭を貸し付け、乙は元本・利息の返済にあてるために石鹼を代物弁済し、甲はそれを市場において売買したという事件(84年逮捕)。甲による石鹼の販売行為は工商部門の許可した範囲を超えており、市場価格より低い価格で販売しており、本罪を構成しない⁽²⁶⁾。

(三)1984年から85年にかけて甲は市場での売買の許されていない玉器を自ら購入し、それを転売したという事件(86年逮捕)。甲が不法な利益を貪ろうとして國家が自由売買を禁止している物品を私人から購入した行為は、國務院の「都市・農村貿易管理弁法」等に違反する行為である。しかし、甲は市場にて不法に購入した玉器を国家指定の買付け部門に転売しており、この行為は本罪を構成しない。私人に転売した場合にのみ本罪を構成する⁽²⁷⁾。

(四)1983年、甲(個体専業戸)は自動車を2台購入し運輸経営に使用し、その半年後、その車を新車に近い価格で転売したという事件(86年逮捕)。國務院の「就地転売活動を断固制止することに関する通知」等によれば、自動車は転売を禁止する重要生産資料に属するが、この趣旨は商品流通の領域において転売による利潤稼ぎを禁止することにあり、甲は合法的に自動車を購入した後、それは個体戸としての彼の私的財産となっており、甲が営業不景気の時とか、車輌を買い替える必要のあるときは、國家の法律政策に反しないという前提のもとに、これらの自動車をいかなる形式で処分することも許される。甲による転売は協議価格により市場的取引をなしており、本罪を構成しない⁽²⁸⁾。

(ト)1985年、甲はトマトおよび豆の種子を、誇大広告の方法を用いて、工商管理部門の許可なく原価の数倍の値段で販売したという事件(86年逮捕)。甲が工商管理部門の許可なくそれらの商品を販売した行為は工商管理法規に違反するが、トマト・豆は国家が自由売買を禁止する商品ではなく、また甲が販売した商品は国家の公定価格あるいは制限価格下にある商品ではない。したがって本罪を構成しない⁽²⁹⁾。

(チ)1985年、甲はその属する単位が商品を購入することを目的として、市の農業銀行から貸付金を受領し、その後、その巨額の金銭を他の単位に転貸し、8000元余の利鞘を獲得した事件(85年逮捕)。85年の国務院の「貸付け契約条例」によれば、借り主は必ず契約の定めたとおりに借款を使用しなければならない。他に転用してはならない。」とあり、甲の行為はこの法規に違反する。しかし、法規に違反した行為であっても、本罪が成立するためには情状が重大であることを必要とし、甲は単位名義でもって転貸し、大部分の不法利潤は彼の単位あてに支払われており、また貸し主たる銀行に対してすでに元本・利息とも返済がなされており、本罪の成立を認めることはできない⁽³⁰⁾。

(ツ)1985年、甲は集団経済組織某県二輕貿易センターの請負人で、当センターの身分をもって某県畜産公司との間で、センターは資金を出し、公司は材料の羊毛を供給して連合して「毛条」(ウールトップ)を加工する協議を締結した。この締結を受けて、甲は材料の羊毛8000キログラム余を某市毛条工場に運び、そこで毛条とした。この毛条を甲は当初自らが販売にあたることにしていましたが、この計画を放棄して当工場に毛条を売却し、その代価83万元余を二輕貿易センターに送金させた。また残余の毛条の代金については、センター・毛糸の現物で甲は受け取った(86年逮捕)。この事件に対して、一部の裁判員は、甲の羊毛加工販売経営は第二貿易センターの営業許可証の範囲を越えており、甲の経営した羊毛は国家が個人および単位による自由経営を禁止している重要生産資料をなし、甲が当センターのために不当な利益を得させた行為は投機不正取引罪に該当すると主張した。しかし、当センター(具

体的にはその請負人たる甲)の経営は、85年の国務院の転売制止の通知(前掲)のいう「重要生産資料……の(経営権なき部門による)卸売り業務」にはあたらない。なぜなら当センターは某県畜産公司(この公司には販売権がある)と連合経営しており、また、両者が羊毛を毛条工場に運んだことも、羊毛を当工場に売却したことを意味せず、当工場をして羊毛を毛条に加工させようとしたにすぎないからである。県畜産公司が国家の指令性計画を達成した後、調達外の羊毛を加工販売する行為は、当時の県政府の下した文書によって許されている⁽³¹⁾。

これら(i)～(iv)の事例はすべて投機不正取引罪の成立をめぐって賛否両論がたたかわされた事例である。そして編者の判断(おそらく多数意見)によれば、(i)協議価格による自由売買の認められた商品については瑕疵ある物件をもって転売して利鞘を稼いでも偽物でないかぎり本罪にはあたらない。(ii)工商管理部門の許可なき経営であっても、その経営で扱う商品が国家統制品以外のものであれば、本罪の認定に消極的である。(iii)自動車のような転売が禁止されている商品であっても、購入価格での転売であるかぎり、本罪に該当しない。また、個体戸が自動車を購入した場合は、使用後高値で転売しても罪に問われない。個体戸の私有物である以上、いかなる形式の処分も許される。(iv)工商管理法規に違反した行為であっても、現実に危害が発生しないかぎり本罪にはあたらない。(v)国家が重要な生産資料として特定の部門にのみ認めている経営であっても、請負契約や連合経営形式の拡大に応じて、重要生産資料の販売経営に従事できる個人、単位の範囲が拡大してきているということがいえる。

しかし、こうした投機不正取引行為の刑事罰からの解放の傾向が裁判レベルで見られるからといって、すべての転売による利鞘獲得行為が刑事罰から解放されているわけではなく、現実の引渡しはなかったにもかかわらず国家の統制物品である樹脂の転売未遂行為について本罪が適用された事例⁽³²⁾や、有名ブランドの自転車を購入価格で転売した行為について、それが品薄の統制物品であることを理由として本罪が適用された事例⁽³³⁾もある。

また、工商管理法規違反ということで厳しく本罪が適用される領域も厳然と存在している。治安対策と密接にかかわる出版規制の面では、第170条の猥亵書画製作販売罪と併用するかたちで本罪の適用が予定されている（図書の内容が猥亵性をもたない「反動的」出版物であるときは本条で、猥亵性をもつときも、「大量に」出版・販売されたときは本条で処断できる仕組みになっている）。しかも、本罪の方が第170条に比べてはるかに重い刑罰が予定されており、現在の中国の自由権抑圧の体質を端的に反映している。

たまたま上記の一書を瞥見しただけでも、投機不正取引罪の成立をめぐって司法実務上の取扱いのばらつきを認めることができる。そして、司法的取扱いにおいて安定性に欠けることは市場経済管理にとっても、また取引行為者自体にとっても困るはずである。しかし、この犯罪については法的確実性を保障しがたい内在的要因が存在している。趙長青氏によれば、この犯罪概念には内容上の広範性、罪質上の可変性、認定上の複雑性が内在しているという⁽³⁴⁾。即ち、投機不正取引は各種金融、外貨、物資、工商管理法規違反行為の総称であり、前掲⑦の国務院の条例によれば、10種類の内容広範な不正取引行為に加えて11番目の行為として「その他の社会主義経済秩序攢乱行為」という“大口袋”が規定されている。また罪質上の可変性ということといえば、経済行為の合法・違法は経済政策によって左右され、しかもこの経済政策は政治経済状況の展開によって不斷に変化する。特に1980年代の改革開放政策の下では、経済活動の活性化がはかられ、規定の上では禁止されていても政策によって容認されたり、政策自体では容認されていなくても現実の経済活動が先行するという事態が進行しており、法規・政策の準則的機能が弱くなっている。さらに、司法実務面において多大の困難を強いているのが、投機不正取引罪認定の困難性ということである。繰り返し述べてきたように、投機不正取引行為が自動的に刑法犯を構成するわけではなく、後者に該当するためには社会的危険性が大であることが論証されなければならない。そして、場合によっては行為の要件としては投機不正取引行為に該当するも社会的には有益無害……と論者に映る——の行為は今後ますます増え

ていくものと思われる。また、犯罪に該当するも、本罪の構成要件の“大口袋”的性格からして他の罪名と交錯し合う場合も多い。特に市場経済秩序を乱す行為ということで、詐欺罪や商標盜用罪などとの区別が困難な場合が多い。さらに、条文適用上、複雑な問題を提起するのは、いわゆる罪数論の面についてである。猥亵書画の製造販売や偽薬の製造販売が「大量に」のぼるときは、本罪と競合することになり、いずれの法条をいかなる根拠に基づいて適用すべきか、実務・理論両面で困難な課題を提起している。

投機不正取引案件が内在するこうした困難性が、ある地方の司法部門において、“送るも收めず、收めるも処理せず、処理するも結論を出さず、結論を出すも追求せず、追求するも厳しくなく”という現象をもたらしているという⁽³⁵⁾。ここから、現在の中国刑法学界では、本罪の改廃をめぐってさまざまな議論がたたかわされている。大別すれば、廃止説、保留説、分解説の3説あり、廃止説によれば、投機不正取引罪は社会主義「產品」経済の所産であり、社会主義的「商品」経済の発展と相容れないとして、本条を削除のうえ、わずかに違法經營罪と劣質商品罪のみを別条で規定すべきであるとする。また、保留説は、逆にこれが40年にわたって使用され、社会に馴染んでいるとして、罪名をこのまま残し、ただ現在のような空白処罰規定の方式はやめて刑法典の中に投機不正取引行為を列挙すべきであると説く。しかし、多数説は分解説に傾いているようである。それによれば現在の投機不正取引罪を分解して、

不法売買罪、偽劣商品生産販売罪、基準に合致しない計量器具製造・販売・使用罪、物価騰貴罪、不法出版物印刷・販売罪、不法競争罪⁽³⁶⁾
とか、

不法經營罪、偽劣商品生産・輸入罪、商業活動詐欺罪、不当競争罪、不法便宜供与罪⁽³⁷⁾
とか、

不法売買罪、物価騰貴罪、偽劣商品製造・販売罪、不法出版物出版・印刷・発行・販売罪⁽³⁸⁾

といった各犯罪類型の新設が提案されている。しかし、こうした新罪名を創設したとしても、中国経済が市場経済と統制経済という原理的には本来相容れない二つのシステムを同時に追求しようとするかぎり、何をもって不法売買とみなすのか、いかなる経営が不法経営罪に該当するのか、司法実務面での混乱は続くようと思われる。

むすびにかえて——経済改革と横領罪

投機不正取引罪が財貨の流通過程を対象とする犯罪類型であるとすると、横領罪（「貪汚罪」）は財貨の所有面を対象とする犯罪類型である。そして、1980年代の経済改革が国家的、集団的所有制の一定の改変をめざしてきたことによって、横領罪の要件についても相当程度の修正がはかられてきている。

横領罪は、刑法典が制定される以前から存在してきた、中国では数少ない刑事実体法である。ただし、1979年以前の「貪汚罪」は、貪汚処罰条例（1952年）第2条に「一切の国家機関、企業、学校およびその付属機構の工作要員が、國家の財物を横領（『侵呑』）、窃盗、騙取、不正取得（『套取』）し、他人の財物を強要し、賄賂を收受する行為、およびその他の公に名を借りて私的利益を追求する違法行為はすべて貪汚罪となす。」とあるように、横領罪と賄賂罪、さらには詐欺罪や恐喝罪をも含む包括的概念であった。この原「貪汚罪」が横領罪、賄賂罪、詐欺罪、恐喝罪と分離するのは、1979年の刑法典の制定を契機としてである。そして、それとともに、原「貪汚罪」が犯罪の客体に含めていた私的財産の部分は79年の新「貪汚罪」、即ち横領罪からは排除されることになった。

1979年刑法は、実際には60年代の刑法草案に由来するものであるが故に、当然、所有と経営の分離等といった経済改革の影響は反映されておらず、第155条の横領罪においては「国家工作要員が職務上の立場を利用して、公共の財物を不法に領得する」行為のみが想定されていた。そして、そこでの「国

家工作要員」による「職務上の立場」の解釈論的詮索は深くはなされていなかった。

第155条の「国家工作要員」による「職務上の立場」の意義の確定と拡大が最初に試みられたのは、1982年の全人代常務委員会の「重大経済事犯を厳しく処罰することについての決定」においてであり、そこでは「国家工作要員」の範囲として「国家各級権力機関、各級行政機関、各級司法機関、軍隊、国営企業、国家事業機構中の工作要員、およびその他の各種の、法によって公務に従事する要員」のこととされた。

2度目の、解釈という名目の下での立法的拡張化がはかられたのは、1985年の最高人民法院・同検察院の「当面経済案件を処理する中で具体的に法律を適用するについての若干の問題に関する解答(試行)」においてである。ここで司法解釈論の論点の一つをなしたのは、国家工作要員による公共財産の窃盗行為と横領行為をどのように区別すべきかという点であり、これに答える中で、「国家工作要員が職務上の立場を利用して」という文言の拡張化がはかられた。「解答」によれば、「職務上の立場を利用する」とは、国家工作要員、集団経済組織要員、あるいは委託を受けて公務に従事する要員が、その職務上、公共財物を「主管」(単位内の公共財物の最高責任者による管理)、「経管」(財物の具体的保管責任者による管理)、「経手」(具体的財物の出入者による一時的管理)という立場を利用してことであるとされた。ここで初めて「集団経済組織」という文言が明示され、また「主管」「経管」と並んで「経手」という文言が挿入されており、後者の文言は次にみる88年の「補充規定」において条文化されることになる。

1988年の全人代常務委員会の、「横領罪・賄賂罪処罰に関する補充規定」によれば、横領罪を定義して「国家工作要員、集団経済組織要員、あるいは公共の財物を『経手』、管理するその他の要員が、職務上の立場を利用して、公共の財物を横領(『侵呑』)、窃盗、騙取、あるいはその他の不法な手段をもって占有する」行為と定められた(第1条)。これによって刑法第155条の文言は大幅に修正されることになった。また、この補充規定はそれまで司法実

務上しばしば問題となってきたいわゆる非身分者による共犯関係についても解答を示し、同条後段において「国家工作要員、集団經濟組織工作要員、あるいは公共財物を『経手』、管理するその他の要員と結託して横領をはたらいた者は、共犯を以て処断する。」と定めた。これによって私人、私営企業主も国家工作要員との共犯関係において横領罪の主体とみなされることになったわけである。ここにも横領罪の範囲の拡張が認められる。なお、この補充規定は横領罪と同一の主体による公金流用行為に対して初めて立法化がなされた（両者の違いは、不法に占有した財物——後者の場合は金銭に限定——の返還の有無にある）。

ところで、こうした横領罪の要件をめぐる立法的および拡張解釈的修正作業の背景には、1980年代の所有制の変化があった。周知のように、中国では経済改革の進展によって「連營」（連合経営）、請負、「租賃」（リース）、「合夥」（組合）、「合作」、「合资」（合弁）などのさまざまな形態の経済組織が出現し、その経営者や従業員による組織財産の横領行為が横領罪に該当するかどうかが司法実務上の問題をなしている。例えはある農民が郷政府所有の食品工場を請け負い、臨時工員の定員を2名水増しして不正にその賃金分1万元余を領得したという事件が紹介されている。問題は、この農民の行為を横領罪に問えるかどうかであるが、もし刑法第155条だけであれば横領罪の成立は困難だろう。なぜならこの農民は国家工作要員でもなければ、集団經濟組織要員でもないからである。しかし、85年の最高人民法院の前掲の「解答」や88年の「補充規定」にある「公共財物を『経手』、管理する要員」という文言を用いるならば、この農民を横領罪に問うことは解釈論としては十分可能である⁽³⁹⁾。また、ある人物（甲とする）が某鎮「工程」（作業）隊（乙とする）との間で、某鎮工程隊セメント製品第二工場を作り、

資金はすべて甲が集め、一切の生産設備は請負い期間中は甲の使用に帰し、期間満了後は土地と設備は乙の所有とする。第二工場は毎年乙に所定の利潤を上納し、生産物は乙が責任をもって購入する。

という内容の請負契約を締結した。その後、第二工場は資金難に陥り、銀行

よりの借款を求めたが、鎮企業の担保物がないために融資してもらえず、そこで甲乙間であらためて契約を結び、第二工場が請け負う「包幹責任制」（通常の「承包制」ほど契約内容が厳密でない請負制）を採用することにした。そして、83年の開業以来、当工場は利益を上げてきたが、甲は機器や設備品購入の領収書を偽造するなどして2万8000元余を不法に領得したとして逮捕される事件が発生し、甲に対して横領罪に問うことができるかどうかが問題となった。そして、この事件を紹介している著者の意見によれば、甲の經營する第二工場は集団經濟組織ではなく、甲のほうから乙に接近して関係をもった（「挂靠」）とはいえ、資金、設備、利潤はすべて甲の所有下にあること、甲は独立採算を行う請負人であること、利潤上納後の財産は甲個人の財産であることを理由として横領罪の成立を否定している⁽⁴⁰⁾。

こうしたわずかな例からも窺えるように、諸種の所有形態の出現とともに、横領罪の成否をめぐる議論は複雑化してきており、現在の中国の刑法学での問題についてどういう理論的対応がなされようとしているのか、きちんとした整理をする必要がある。その作業は将来の課題として、本章では、さしあたり最近の著書の中から周其華氏の議論を箇条書き的に紹介するにとどめたい。

(イ)もし、某經營組織の生産資料、資金、產品、収益が集団所有に属するものであれば、その生産や經營が集団によるものであれ、個人によるものであれ、その集団經濟の性質を変えるものでない。こうした經濟組織の、財物を主管し、「経手」する要員が当該財物を侵害したときは横領罪が成立する。

(ロ)もし個人出資の組合形式の經濟組織において、その財産を主管、「経手」する要員が侵害しても横領罪は成立しない。なぜならこの個人組合組織は公有制ではないからである。

(ハ)中外合資企業の工作要員が横領罪の主体たりえるかどうかについては区別して考える必要がある。もしわが国の国営、集団企業と外国の国家あるいは私人との合資企業であれば、そこでの工作要員は横領罪の主体となる。しかし、わが国の市民と外国市民との間の合資企業であれば、工作要員は横領

罪の主体とはならない。なお、外国人による独資企業であれば、その工作要員に横領罪成立の余地はない。

(二)上記各種経営形式中、集団ないし個人による集団・国家財産の請負形式のものは、所有制に変化はなく、したがって当該の公共財産については横領罪が成立する。

①集団あるいは国営工場、商店のリース制については、その生産、経営は個体的性格を有しており、その経営下の財産は私人の合法的財産に属する。

②横向き連合の経済組織については、区別して考える必要がある。国営と国営、国営と集団間はいずれも公共財物である。国営と個体連合は、公私合営経済組織に属し、その財物は公共財物とみるべきである。また、集団と個体との間の連合も同様である。個体と個体との連合についてのみ私的財物となる。

③(資金、労力を出しあって共同で生産、経営を行う)組合(「合夥」)形式下の財物は公共財物ではない。

④中外合資企業については、区別して取り扱う必要がある。中国の国家・集団企業と外国の国家・私人企業との合資経営の組合せでは、すべて公共財物である。中国の私人との間でなされる合資企業のみが、私的財産となる⁽⁴¹⁾。

このように、国家的および集団的所有制という社会主义的所有制の維持のみを保護法益としていた横領罪も、所有と経営の分離の流れ、企業自主権の拡大の中で、だいに保護法益を拡大せざるを得なくなってきた。しかし、翻って、はたして既存の横領罪の文言の枠を前提として、その拡張解釈的操作、ないし弥縫的な立法的手直しでもって対応できるのか、中国でも議論が始まっているようである。「貪汚罪」を「侵占罪」に代えるという立法提言はその一つの表われであり、後者の犯罪類型においては、公私を問わず一切の財物について他人の委託を受けた財物の不法領得をもって横領罪となすということが想定されている。こうした犯罪類型であれば、前者でのような「公共財産」とか「公務」の範囲をめぐり頭を悩ます必要はなくなる。しか

し、解釈論的にはどんなにすっきりしようとも、もしこうした社会主義的所有制の痕跡を消してしまうかたちでの法の改正がはかられるとしたら、その象徴するところはあまりにも大きいと言わなければならない。

注(1) 『経済刑法の基礎理論』、有斐閣、1934年、1ページ。

(2) 伊藤栄樹・小野慶二・莊子邦雄『注釈特別刑法』、立花書房、1985年、18ページ。

(3) 最高人民法院刑事審判第一庭編『刑事審判手冊』第一輯、人民法院出版社、1990年、509ページ。

(4) 『經濟犯罪学』、中国社会科学出版社、1990年。

(5) 同上書、33ページ。

(6) 『經濟犯罪的定罪与量刑』、法律出版社、1988年、25、26ページ。

(7) 「論經濟犯罪的概念和範囲」(『法学研究』1990年第2期)、16ページ。

(8) 陳興良編『經濟刑法学(各論)』、中国社会科学出版社、1990年、12ページ。

(9) 『法学』1989年第6期、10ページ。

(10) この事件に関する各論者の意見は『法学』1988年第9、10、11期、89年第2、3期等に収録されている。

(11) 「閔于戴振祥案罪与非罪的討論」(『法学』1989年第3期)、33ページ。

(12) 王作富『中国刑法研究』、中国人民大学出版社、1988年、471ページ。

(13) この規定の内容は趙長青・朱啓昌「論投機倒把罪」(『政法論壇』1986年第2期)、11ページによる。

(14) 同上。

(15) 『最高人民法院公報』1986年第3期所載、林桃森案。

(16) 同、87年第4期所載、王更地・権学力他案。

(17) 同、87年第4期所載、李建安・張永冬他案。

(18) 同、88年第3期所載、杜天福・孫廷華他案。

(19) 同、89年第1期所載、李全志・魏端方他案。

(20) 同、89年第3期所載、桂廣慶案。

(21) 同、89年第4期所載、陳愛連案。

(22) 『析疑断獄』、人民法院出版社、1987年。

(23) 同上書(上冊)、11~15ページ。

(24) 同上書(上冊)、15~18ページ。

(25) 同上書(上冊)、19~20ページ。

(26) 同上書(上冊)、21~22ページ。

(27) 同上書(下冊)、18~21ページ。

- (28) 同上書（下冊），36～40ページ。
- (29) 同上書（下冊），40～47ページ。
- (30) 同上書（下冊），48～51ページ。
- (31) 同上書（下冊），52～57ページ。
- (32) 同上書（下冊），26～30ページ。
- (33) 同上書（下冊），14～18ページ。
- (34) 「論投機倒把罪の修改与完善」（『現代法学』1991年第4期），57～58ページ。
- (35) 同上論文，58ページ。
- (36) 同上論文，59～60ページ。
- (37) 莫家齊「对修改『投機倒把』罪名的思考」（『現代法学』1990年第2期），50ページ。
- (38) 陳興良編，前掲書，14ページ。
- (39) 周其華『嚴重經濟犯罪与嚴重刑事犯罪的認定和処理』，中国政法大学出版社，1991年，13ページ。
- (40) 同上書，14～15ページ。
- (41) 同上書，12～18ページ。